

学校における危機管理の手引

平成16年2月

熊本県教育委員会

まえがき

近年、学校において、児童生徒の生命に関わるような様々な事件や事故等が全国的に発生しており、児童生徒や教職員の生命や身体を守るためには、事前に危機を予測・回避する取組みの重要性が高まっています。

また、危機発生時には、その被害を最小限にとどめる対応を組織的に迅速かつ的確に行うことができる体制づくりが必要とされており、学校における教職員の危機管理意識の高揚と社会の変化を踏まえた危機管理体制の確立が強く求められています。

これらの現状を踏まえ、県教育委員会では、学校における様々な危機を想定し、学校現場における危機管理の在り方等について、基本的な指針を示した「学校における危機管理の手引」を作成しました。

各学校においては、本書を活用して、危機管理のマニュアル等の点検や見直しをしていただき、児童生徒の発達段階、学校や地域の特性や実態、危機発生時の状況等によって、その対応が異なる場合もあることや、本書に掲載したもの以外にも、多様な危機が想定されることを十分考慮のうえ、各学校の実情に即したマニュアルの整備、充実を図っていただくことが大切になります。

さらに、そのマニュアルを有効に活かしていくためには、危機発生を想定した訓練や校内研修等を実施し、日ごろからマニュアルの点検や見直しを行うことが肝要です。

最後に、児童生徒の一人ひとりが、心身ともに健やかで、安全な学校生活を送れるように、パートナーシップに則り、家庭や地域とも連携を組み合わせながら、危機管理体制の確立に万全を期されるようよろしくお願いいたします。

平成16年2月

熊本県教育長

田中 力男

目 次

まえがき

第 1 部 学校における危機管理体制の確立

1 危機管理の目的	4
2 危機管理のプロセス	4
3 管理職（校長）の心構え	5
4 緊急事態の発生に備えた体制づくり	6
5 危機管理マニュアルの作成上の留意点	7
6 危機発生時の緊急対応	9

第 2 部 事項別危機管理の要点

第 1 章 自然災害

1 地震災害の発生	16
2 風水害の発生	18
3 火災の発生	20

第 2 章 事故被害

1 不審者の侵入	22
2 授業中の事故（理科の実験中）	24
3 授業中の事故（水泳）	26
4 運動部活動中の事故	28
5 交通事故	30

第 3 章 健康被害

1 伝染病の発生	32
2 給食による食中毒	34
3 給食の異物混入	36
4 飲料水の汚染	38

第 3 部 参考資料

1 熊本県教育庁危機管理要綱	42
2 熊本県教育庁防災計画取扱要領	44